

「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン案」に対して提出された意見と総務省の考え方

| No. | 提出された御意見 | 総務省の考え方 |
|-----|---|--|
| 1 | <p>全体的に、総務省が仕事を作るための証拠づくりのようなガイドラインという印象です。国民目線で策定するのであれば、違った構成になるはずです。現行案では、学者や各省の事業との間で仕事を作って増やして、国民をはぐらかすための根拠となってしまいかねません。官僚の言いなりになってはいけません。国民の視点からの見直しを求めます。</p> <p>個別事例</p> <p>「ウ 国民にとって分かりやすいものとなるよう、専門的な用語には解説や注釈を付し、また、図表やグラフを積極的に活用する。」</p> <p>これが、ア、イ、ウとして、3番目のウになっていることが大問題です。せめて一番目にしてほしい。いや、現行のア、イ、エ、オは不必要です。それらと並べることで何か我々にはわからないフィルターが入るような印象を受けます。</p> <p>この意見は一例です。</p> <p>このような国民の視点で是非、今一度見直しをしてください。よろしくお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p> | <p>本ガイドラインは、使用したデータの評価書への記載など、国民が直接に政策評価を検証することが可能な環境の整備を進めるものです。情報の公表を進め、政策評価の外部検証可能性を確保することは、行政の信頼性向上のために必要な業務です。</p> <p>本ガイドラインの1は、(ア) 法定記載事項ごとの標準的な内容、使用したデータの記載、(イ) 政策のコスト・効果の記載、(ウ) 専門的な用語の解説・注釈、図表・グラフの活用、(エ) 国民に負担をかけないための解析容易性に配慮したデータの公表等、(オ) 国民からの意見・要望の受付について記載することにより、各府省が評価書を作成するに当たっての運用指針を示しています。</p> <p>御意見にあるように「ウ」のみを記載した場合、評価書の表現方法に関する指針のみが示され、政策評価の本質的な部分である評価書の記載内容や使用データに関する指針を欠くこととなり、適当ではありません。また、各府省の政策評価の情報公表の内容や水準がバラバラになるおそれがあります。</p> |